

熊本県告示第 526 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 15 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字小原 1769、1799、字熊ヶ谷 2044 の 1、2044 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 527 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 5 項の規定により、平成 15 年度の地籍調査事業に関する計画を次のように告示する。
平成 15 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
熊本市	小山町、平山町の各一部並びに健軍一丁目外 5 町及び弓削町	平成 15 年 5 月 14 日から 平成 16 年 3 月 31 日まで
水俣市	薄原、袋、宝川内、市渡瀬、長崎、南福寺及び葛渡の各一部	
牛深市	二浦町及び魚貫町の各一部	
菊池市	大字隈府、四町分及び原の各一部	
宇土市	赤瀬町の一部	
三角町	大字郡浦、中村の各一部	
菊鹿町	大字長、上内田及び山内の各一部	
植木町	大字亀甲、富応、豊田及び豊岡の各一部並びに大字大井及び今藤の全部	
旭志村	大字川辺、尾足及び麓の各一部	
南小国町	大字中原の一部	
小国町	大字下城の一部	
産山村	大字田尻、大和及び産山の各一部	
波野村	大字中江の一部	
蘇陽町	大字長崎及び柳の各一部	
高森町	大字津留の一部	
西原村	大字河原及び宮山の各一部	
御船町	大字高木及び小坂の各一部	
益城町	大字小谷の一部	
甲佐町	大字上早川、豊内及び田口の各一部	
矢部町	大字犬飼の全部	
清和村	大字米生、須原、小峰及び貫原の各一部	
坂本村	大字葉木及び中谷いの各一部並びに深水は及び中谷ろの全部	
千丁町	大字古閑出の一部	
鏡町	大字両出、内田、下村及び鏡町の各一部	
竜北町	大字若洲の一部	
東陽村	大字河俣の一部	
泉村	大字仁田尾の一部	